重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)

〈令和6年8月1日現在〉

<u>様が</u>利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する 前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

引き続き実際に契約を結ぶときには、本書の内容の説明を受けたことを証するため、本書の最終面に記名押印をお願いします。

1 済生会光風園訪問介護事業所の概要

事	業	所	名	済生会光風園訪問介護事業所
所	在		地	〒960−1414
ולו	1土		地	福島県伊達郡川俣町字上桜23番地の1
電	話	番	号	024-572-3220
事	業所携	帯看	番号	090-9533-6256
F	A X	番	号	024-566-3331
介記	嬳保険事	業所	番号	訪問介護 (福島県) 0772001293
第三者評価の状況				実施無し

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な訪問介護の提供
運営の方針	自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる 援助を行う。

3 職員体制と職務内容

	10/12/11/11/4	- 10(4)(4) 4 H		
	職名	員数		職務内容
管	理 者	1名	(兼務)	管理業務および苦情処理
サー	-ビス提供	2名	(常勤 兼務)	サービス申し込みの調整、訪問介護計画の作成と
責	任 者			説明、訪問介護員の技術指導、訪問介護員のサー
				ビス内容の管理、サービス提供状況の管理
訪問	引介護員	3名	(常勤)	サービスの提供
		3名	(パート)	
事	務	1名	(兼務)	事務

4 営業日・営業時間、サービスの提供日・提供時間

事務所の営業日	日曜日~土曜日
営業時間	午前7時~午後7時
連絡	電話等により24時間常時連絡が可能な体制

5 通常の事業の実施地域

川俣町 福島市 伊達市 の地域

上記の市町村以外であってもサービスの提供は可能です。ただし、その場合は項目7に記載の交通費を申し受けます。

6 サービスの内容 自立支援に向けての援助を行います

	トイレ誘導・おむつ交換・陰部清拭等
4.	食事介助・準備・後片付け・水分補給・服薬介助
身	全身清拭・部分清拭・手浴・足浴等
体	入浴介助・足浴・手浴・陰部洗浄・全身清拭・洗髪
介	洗面・口腔ケア・爪きり・髭剃り・整髪・更衣介助
助	移乗移動見守り・歩行見守り・買い物付添い
41.	調理・配膳・食事の片付け 自立支援のための見守り援助
生	日常使用する居室内の清掃・整理整頓・布団干し 自立支援のための見守り援助
活	日用品等の買い物代行・薬の代理受け取り代行等
援	自立支援のための見守援助
	ゴミだし・洗濯・戸締り 自立支援のための見守り
助	自立支援のための見守り介助・身体介助に係る家事援助

<介護保険のサービスでは、次の行為は出来ませんのであらかじめご了承ください> 医療行為、ご家族のための洗濯・調理・買い物・布団干し・ご家族の個室の清掃・来客応接(お茶や食事の手配)、洗車・草むしりや植木の剪定・ペットの世話・家具の移動や模様替え・大掃除・ガラス拭き、ワックスがけ、家屋の修理、正月などの特別な料理、ご不明な点はその都度お尋ねください。

7 利用料金

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業基本料金

サービス名称	サービス内容	単位	基本 利用料	自己負担額		
り ころ石柳		数		1割	2割	3 割
訪問介護独自 サービス 11	<u>週1回</u> 程度のサービスが 必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	1, 176	11, 760	1, 176	2, 352	3, 528
訪問介護独自 サービス 12	<u>週2回</u> 程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2, 349	23, 490	2, 349	4, 698	7, 047
訪問介護独自 サービス 13	<u>週3回</u> 程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	3, 727	37, 270	3, 727	7, 454	11, 181

※ご利用者様がまだ要介護認定を受けてない場合や、要介護認定受けた後に1年以上保険料を滞納している等の場合は、基本料金の全額を一旦お支払いいただきます。この場合ご利用者様は、当事業者が発行する「サービス提供証明書」を添えて居住地の市町村に保険給付の申請を行うことになります

※介護保険負担割合証に記載の所得に応じて定められた自己負担割合での負担となります。

(2)各種加算料金

				新規ご利用者に対して1回のみ200単位加算します。
初	口	加	算	※過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利
				用していなかった場合も該当
介護職員等処遇改善加算 I				自己負担額は、
			善加算	(サービス単位+加算)×10×24.5%×自己負担率となります。
				※経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさ
				らなる処遇改善を目的として創設された加算

★加算については、事業所の体制要件等に基づき頂いております。

【その他の費用】

(1) 交通費

利用者様の居宅が5に定める通常の事業の実施地域以外の場合は、交通費1km当たり30円の自己負担となります。

- (2) サービスのキャンセルする場合 サービスの前日、夕方 17 時までご連絡お願い致します。
- (3) サービス提供の際にご利用者様宅で使用する電気・ガス・水道の費用はご利用者様の負担となります。

【請求とお支払いの方法】

- (1) 請求
 - ① 利用料その他の費用は翌月に請求いたします。 請求書は、毎回のサービス提供日及びそれぞれのサービス提供毎明細書を添えて、 翌月10日以降ご利用者様宅にお届けいたします。
- (2) 支払い
 - ① ご利用者様にあらかじめ交付されているサービス利用票と請求明細書を照合のう え請求月の月末に預金口座振替をさせていただきます。
 - ② お支払いを確認いたしましたら領収書を発行いたします。
 - ③ お支払いが 3 カ月以上遅延した場合解約させていただいたうえで未払い分をお支払いいただくことになります。

8 サービスの利用方法

(1) 利用申し込みと契約の締結

電話または来所のうえお申し込みください。

地域包括支援センターに介護予防サービス支援計画の作成を依頼している場合は、 事前に地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談くだ さい。利用サービスは、サービス提供に関する重要説明書をご説明し、ご利用者様 の同意を得たうえで、締結します。

(2) サービスの終了

- ① サービスの終了 7日前までお申し出ください。
- ② やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございますが、 その場合は終了1カ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

次の場合は、双方の申し出がなくとも契約は自動的に終了となります。

- ア ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ウ ご利用者様の要介護認定区分が、「非該当(自立)」となった場合
- エ ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ その他

ア 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、みだりに漏洩した場い及びご利用者様やご家族様に対し社会通念を逸脱する行為を行なった場合 、並びに当事業所が破産した場合は、ご利用者様が文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ サービス料金のお支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したに も係わらずお支払いいただけない場合は、当事業所は文書で解約を通知すること によって、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

ウ ご利用者様やご家族様が、当事業所やその従業員に対して契約を継続しがたい背信行為を行った場合には、当事業所は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者様の容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の 打ち合わせにより、ご利用者様の主治医、救急隊、ご家族様、介護支援専門員 (ケアーマネージャー)等に連絡いたします。

10 サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様がお住まいの市町村、ご家族様、地域包括支援センターに連絡いたします。

また、当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに賠償損害をいたします。なお、当事業所は「あいおい損害保険株式会社」と損害賠償契約を結んでおります。

11 サービス内容等に関する苦情・相談について

サービスの内容等に苦情・相談がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

① 当事業所窓口② 地域包括センターTEL 024-572-3220相談者 菅野 文子ご利用者様が契約を結んでいる包括センター

③ 市 町 村 の 窓 口お利用者様がお住まいの市町村の介護保険担当係④ 福島県国保連合会TEL 024-523-2700⑤ 苦情解決責任者管理者 山口 功

⑥ 苦情解決第三者委員会の設置

氏	名
菅野	幸裕
尾形	憲夫

12 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は利用者の人権擁護、虐待の防止に努めます。 虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者	山口 功
---------	------

上記の説明について「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年3月31日厚令第37号)第8条の規定に基づき、説明をおこないました。

事業者 <所在地> <名 所> <管理者>	福島県伊達郡川俣町字上桜23番地の1 済生会光風園訪問介護事業所 山口 功	印
説明者 〈職 種〉 〈氏 名〉	サービス提供責任者 	<u>印</u>
上記について説明? 〈ご利用者様〉	を受け、了承しました。 <u>住所</u> 氏名	
署名代行者:私は、	本人の契約意思を確認し署名代行いたし	ました。
署名代行事由:		
〈代理人〉	住所	
	<u>氏名</u>	印